

令和8年度尾道市空家等管理活用支援法人の指定に関する方針を次のように定める。

令和8年4月13日

尾道市長 平 谷 祐 宏

令和8年度尾道市空家等管理活用支援法人の指定に関する方針

1 趣旨

本方針は、尾道市空家等管理活用支援法人の指定に関する事務取扱要綱（令和8年4月13日制定。以下「要綱」という。）第3条第1項に規定する空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定を行う際の方針を定めるものである。

なお、本方針は指定の状況等を踏まえ、適宜見直すこととする。

2 支援法人に求める業務の内容

要綱第3条第1項第5号に定める支援法人に行わせる必要があると認められる業務とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第24条各号に規定する業務のうち、次に掲げるものとする。

なお、支援法人は、市が指定期間内に開催する相談会及び空家等対策セミナーの実施業務を受託するものとする。

- (1) 法第24条第1号に規定する業務における市内全域を対象とした空家等の所有者等向けの相談業務及び弁護士、司法書士、税理士、行政書士、建築士等の空家等対策に関する有資格者（以下「有資格者」という。）による相談会の実施業務
- (2) 法第24条第5号に規定する業務における有資格者が行う空家等の所有者向けの空家等対策セミナーの実施業務

3 支援法人の指定数について

指定する支援法人の数は、1団体とする。

4 審査について

(1) 審査方法

書類審査とし、審査に当たっては、非公開の審査会議を実施する。

(2) 審査基準

要綱第3条第1項各号及び次の評価項目により、提出書類の内容を審査する。

項目	評価の視点	配点	合計
法人の体制	空家等に関する専門的知識の有無（活動実績等）	20	40
	資格者の所属・連携状況	20	
	支援法人としての人員体制	20	
	空家等対策における市との連携実績	20	
委託業務	委託する業務の実施計画が市の想定する内容で遂行可能なものであるか	20	20

(3) 評価方法

提出された書類の内容を選考会議において評価し、最高得点である1団体を支援法人として指定する。

ただし、最高得点であっても審査員の採点の平均が6割未満の場合は不適とし、支援法人として指定しないこととする。

5 その他

審査に当たって必要と認められるときは、市が申請者に対して追加資料の提出を求め、又はヒアリングを実施する。

支援法人は、本市で現に実施する空き家バンク制度の事業者等と連携して業務を行うこととする。

付 則

この方針は、令和8年4月13日から施行する。